

平成29年度 鹿児島県相談支援従事者現任研修開催要領

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するため、困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

鹿児島県社会福祉協議会（鹿児島県相談支援従事者研修 指定研修事業者）

3 日程

1日目 平成29年12月13日(水) 9時20分～16時40分 (受付:8時50分～)
2日目 平成29年12月14日(木) 9時00分～16時30分
3日目 平成29年12月15日(金) 9時00分～16時00分
計 3日間 (18時間)

4 会場

鹿児島サンロイヤルホテル (鹿児島市与次郎1-8-10)

5 定員及び対象者

(1)定員 70名

(2)受講対象者

相談支援従事者初任者研修を受講し、相談支援専門員として従事している者及び今後従事しようとする者で、かつ初任者研修修了または現任研修修了年度の翌年度から5年度以内に現任研修を受講していない者を中心とする。**(申込みは、「事業所」又は「個人」いずれでも可)**

ただし、申込者が定員を超えた場合は、受講者を選考しますので、あらかじめご了承ください。

(10留意事項(2)受講決定の優先順位を参照)

なお、今回の研修は、今年度初任者研修を修了した者及び昨年度の現任研修を受講した者は、対象となりませんのでご注意ください。

6 日程・内容

別紙「相談支援従事者現任研修日程・カリキュラム」のとおり

7 受講料

21,000円

8 修了証書の交付

全科目受講した者に対して、修了証書を交付する。

9 申込・照会先

(1)申込方法 次の書類を同封のうえ、郵送か宅配でお申込みください。

ア 受講申込チェック票

- イ 相談支援従事者現任研修申込書
- ウ 相談支援従事者初任者と現任研修の修了証書の写し(それぞれの写し)
- エ 返信先住所氏名を記載し、140円切手を貼った返信用封筒(角形2号封筒)を2部
(決定通知用1部, 事前課題用1部)

- (2) 申込期間 平成29年10月 6日(金) から
平成29年11月 6日(月)(17時必着)
※期限を過ぎてからの受付は、いかなる場合も行いません。

(3) 申込先

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター内 3階
鹿児島県社会福祉協議会 地域福祉部 宛て

10 留意事項

(1) 研修の修了認定について

研修の全科目の講義・演習科目(全3日間)について修了した場合のみ、修了証書を交付します。補講はありませんので、全日程の出席が可能であることを前提としたうえでお申込みください。

(2) 受講決定の優先順位について

相談支援専門員として従事するためには、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度から5年度以内に本研修を修了する必要があります。そのため、相談支援事業所などにおいて現に相談支援専門員として従事しており、初任者研修の修了年度が早い者で、事業所において順位の高い者を優先して受講決定します。

(3) 現任研修未受講による相談支援専門員資格失効者の取扱いについて

平成23年度以前に相談支援従事者初任者研修を修了し、昨年度までに現任研修を修了していない者は、相談支援専門員の資格を失効していることから、今回の現任研修の受講対象にはなりません。資格が必要な者は、再度初任者研修(5日間)を受講する必要があります。

(4) 平成24年度に初任者研修を修了した者について

今年度が受講期間の最終年度となりますので、必ず受講してください。
(受講しなかった場合、相談支援専門員の資格は失効します)

11 その他

- (1) 受講者の決定については、同封された返信用封筒を利用してお知らせします。

(受講できない方へもその旨ご連絡します。)

- (2) 受講料の支払い方法については、受講決定時にお知らせします。

- (3) 座席の配慮やサポートが必要な場合は、申込書の⑫備考(配慮)欄にご記入ください。

受講決定者で配慮が必要な方については、後ほど個別に対応をさせていただきます。

(申出に対して、十分に対応しきれない場合もあることを予めご了承ください)

- (4) 受講申込書に記載された個人情報は、名札・名簿の作成、修了証書の作成等、

今回の研修に関連する目的でのみ使用し、他の目的で使用することはありません。

12 問い合わせ先

鹿児島県社会福祉協議会 地域福祉部 (電話 099-257-3855)